吸収分割に関する事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法第 801 条第 3 項第 2 号
ならびに会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2021 年 1 月 12 日

野村證券株式会社

株式会社山陰合同銀行

2021年1月12日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村證券株式会社
代表取締役社長　森田　敏夫

島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行
取締役頭取　山崎　徹

野村證券株式会社（以下「承継会社」といいます。）および株式会社山陰合同銀行（以下「分割会社」といいます。）は、2019年12月16日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2021年1月12日を効力発生日として、承継会社が分割会社の証券業務に係る顧客の証券総合口座に関する権利義務を承継する吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割、承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易分割となります。

本件分割に係る事項は、下記のとおりです。

記

1．本件分割の効力発生日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年1月12日

2．分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第189条第2号）

（1）反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

本件分割は、会社法第784条第2項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、分割会社の株主は本件分割につき差止請求をすることができません。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

本件分割は、会社法第784条第2項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、承継会社の株主は会社法第785条第1項による株式買取請求を行うことができません。

（3）新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続きは行っていません。

（4）債権者異議手続について（会社法第789条）

分割会社は、会社法第789条第2項および同条第3項の規定に従い、2020年1月24日付の官報および電子公告にて、債権者に対し公告を行いましたが、申述期限までに同条第1項第2号の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3．承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

（1）反対株主の差止請求について（会社法第796条の2）

本件分割は、会社法第796条第2項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第796条の2但書の規定により、承継会社の株主は本件分割につき差止請求をすることができません。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）

本件分割は、会社法第796条第2項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第797条第1項但書の規定により、承継会社の株主は会社法第797条第1項による株式買取請求を行うことができません。

（3）債権者異議手続について（会社法第799条）

承継会社は、会社法第799条第2項および同条第3項の規定に従い、2020年1月24日付の官報および電子公告にて、債権者に対し公告を行いましたが、申述期限までに同条第1項第2号の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4．本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、2021年1月12日をもって、本件吸収分割契約書の定めにより分割会社の証券業務に係る顧客の証券総合口座に関する権利義務を承継しました。

5．会社法第923条の変更の登記（本件分割に係る変更登記）をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本件分割に係る変更の登記を2021年1月12日に申請する予定です。

6．その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

本件分割の効力は、(i)分割会社と承継会社との間で、本件分割により承継会社が承継

する分割会社の顧客口座、ごうぎん証券株式会社と承継会社との間で2019年12月16日付けで締結した吸収分割契約書に基づく吸収分割（以下「ごうぎん証券の吸収分割」という。）により承継会社が承継するごうぎん証券株式会社の顧客口座、並びに承継会社の松江支店及び米子支店の顧客口座のうち別途分割会社と承継会社間で合意した顧客口座に関する金融商品仲介業務、並びに、新規顧客の獲得及び当該新規顧客が承継会社に開設した金融商品仲介口座に関する金融商品仲介業務を、承継会社が分割会社に委託する金融商品仲介業務委託契約が締結され、これが効力発生日において有効に存続していること、(ii)ごうぎん証券の吸収分割の効力が生じていること、並びに(iii)本件吸収分割の効力発生のために関連法令に基づき必要とされる監督官庁の許認可、承諾等が得られたことを停止条件として発生するものとされていたところ、当該停止条件が同日までに成就したことにより、本件分割の効力は、同日において発生いたしました。

以上